

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 渋川市農業委員会
堀 込 俊 一

審査請求人が平成30年6月11日に提起した処分庁による情報非公開決定処分（以下「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成30年6月1日付けで渋川市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条及び第6条に基づき処分庁に対し、以下の内容の情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
『渋農委第131号 平成23年10月3日「農地の復元について」に関する次の事項 当該文書の起案文書にある農用地区域内の所在地186筆全部の地番を記載した情報』
- 2 処分庁は、平成30年6月7日付けで原処分を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成30年6月11日付けで処分庁に対し、原処分の取

消しを求めて審査請求を行った。

- 4 処分庁は、平成30年7月6日付けで審査請求人に対し、書面にて弁明を行った。
- 5 審査請求人は、平成30年7月22日付けで処分庁に対し、書面にて反論を行った。
- 6 処分庁は、平成30年8月6日付けで原処分に係る審査請求について、渋川市情報公開審査会に双方が弁明又は反論する書面を添えて諮問した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条及び第6条に基づき本件公開請求を行ったことに対し、処分庁が平成30年6月7日付けで行った原処分について、その決定を取り消し、本件公開請求の情報の公開を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

ア 処分庁は、原処分の理由を条例第8条第4号に該当するとしているが、同号に該当するとは論理的に考えられず、「支障が生じるおそれ」を具体的に想起することができない。処分庁が、同号で規定する「支障が生じるおそれ」を具体的に例示して説明責任を果たすべきである。

イ 『「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日経営第4530号・21農振第1598号）』の別添「農地法の運用について」における「農地台帳等の作成及び公表」中では、次のような記載（以下「公表留意事項」という。）がある。

「2 第52条の3の規定に基づき農業委員会が行う公表については、以下の事項に留意されたい。

- (1) 本規定に基づく公表は、公表することが適当でないものとして（農地法施行規）則第104条第1項で定めるものを除き、各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならないものであること。」

本件公開請求の情報は、農地法施行規則（以下「則」という。）第104条第1項で定めるものではない。処分庁が原処分の理由として条例第8条第4号を適用するのは、他の法令等の解釈・適用において疑義を抱かせる。

ウ 処分庁において、農地復元の通知に関する情報（以下「復元通知情報」という。）は、農地法第52条の2に規定する農地台帳に記録する情報に含まれていないと説明しているが、それは事実と異なる。

農地台帳の作成については、同条第1項第4号の規定において、その他農林水産省令で定める事項とある。さらに同号を定めた則第101条第8号にその他必要な事項と規定がある。

審査請求人が処分庁において、審査請求人が関係している農地の農地台帳の閲覧を行ったところ、復元通知情報が農地台帳の備考欄に記載されていた。農地台帳に記載があったということは、その記録は、則第101条第8号に基づく記載事項である。この備考欄の記録は、則第104条に規定する「公表することが適当でない事項等」に含まれていないため、公表することが妥当である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 原処分とした理由について

処分庁は、条例第8条第4号に規定されている「犯罪の予防に支障が生じるおそれ」に該当するため、原処分が妥当であると主張する。

本件公開請求の情報については、違反転用している者が所有する農地の地番が記載されている。農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可を受けずに農地を農地以外のものに使用している違反転用にあつては、農地法第64条第1号により罰則が規定されている。

違反転用は農地所有者の法令の理解不足による可能性があることから、罰則の適用に当たっては、農地所有者に対して農地法に基づく農地の適正な管理を促す等の十分な措置を講じる必要がある。本件公開請求に対して、対象となっている地番を公開することは、法務局の土地登記情報から所有者を特定することが可能であり、罰則が適用されていないことをもって当該農地所有者が第三者から不当な要求を受けおそれがあるため、条例第8条第4号に該当するものである。

(2) 農地台帳の公表に関する規定について

審査請求人は、公表留意事項に照らし合わせて、本件公開請求の情報は、則第104条第1項で定めるものではないと主張している。また、復元通知情報は農地台帳の記載事項であり、公表すべき事項であると主張している。しかし、農地台帳の公表は、農地法第52条の3の規定により、農地台帳に記載された事項のうち則第104条に規定された事項を除いて公表するものであり、復元通知情報は、農地法第52条の2に規定する農地台帳に記録する事項に含まれていないことから、公表する規定とはなっていない。

理 由

審査庁は、平成30年8月6日、本件審査請求を条例第16条第1項の規定により渋川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

審査会は、平成30年11月13日、審査庁に答申した。

答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は次のとおりである。

1 審査会の判断

(1) 本件公開請求の情報について

本件公開請求の情報は、渋川市内の農地で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可を受けずに農地以外のものに使用し、違反転用に該当していると実施機関が判断した土地の地番が記載された情報である。実施機関は、農地に復元するよう、該当する農地の所有者に平成23年10月3日付けで是正指導の通知を発出した。その根拠となる起案文書に、該当する186筆の土地の地番情報が添付されている。

(2) 復元通知情報について

審査請求人が実施機関において、審査請求人が関係している農地の農地台帳の閲覧を行ったところ、復元通知情報が農地台帳の備考欄に記載されていた。当審査会が農地台帳を確認したところ、備考欄に農地復元に関する通知が発出された日付け等が記載されていた。記載さ

れた内容及び備考欄に記載されていることから実施機関内部のメモ書きであり、事務を補完する性質のものと判断した。

(3) 非公開処分の根拠となる条例の定めについて

条例第8条は、情報の公開をしないことができる情報（以下「非公開情報」という。）を定めており、同条各号に掲げる情報のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、当該情報を公開しないことができる旨規定している。

同条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を非公開情報と規定している。なお、同号ただし書は、個人に関する情報であっても公開すべき例外を規定している。

「他の情報と照合することにより識別され得るもの」における「他の情報」とは、公知の情報など一般人が通常入手し得る情報も含まれると解される。土地登記情報は、不動産登記法第119条により誰でも取得できる情報であることから、他の情報に含まれると認められる。

条例第8条第4号は、「公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報」を非公開情報として規定している。

(4) 非公開情報該当性について

ア 実施機関において、本件公開請求の情報については、条例第8条第4号の「犯罪の予防に支障が生じるおそれ」があるため非公開情報であると説明している。「犯罪の予防に支障が生じるおそれのある情報」とは、公開することにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる情報や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる情報と考えられる。

弁明書において、実施機関は「法務局の土地登記情報から所有者を特定することが可能であり、罰則を適用されていないことをもって当該農地所有者が第三者から不当な要求を受けるおそれがある。」とのみ説明している。おそれとは、将来にわたる漠然とした懸念であり、「いつ、どこで、だれが、どのように、なぜ」という個別具体的な例示はできなくとも、一定程度の具体性をもって説明されな

ければならない。

この点において、当審査会は、実施機関が主張する条例第8条第4号への該当性を否定するものではないが、説明不足又は論理の飛躍があると認める。

イ 本件公開請求の情報は、違反転用がされている農地の地番が記載された情報であり、土地登記情報と照合することにより、当該農地の所有者の氏名や住所等を特定することが可能である。すると、違反転用された農地の所有者を容易に特定することができる情報であるといえる。

したがって、本件公開請求の情報は、条例第8条第2号本文に該当し、かつ、その内容及び性質から同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

以上のことから、本件公開請求の情報は、条例第8条第4号に該当することは更なる説明を要するが、同条第2号に該当することが明らかなため、非公開とすることが妥当である。

(5) 公表留意事項の規定について

公表留意事項は、農地法第52条の3の規定に基づく公表について、次のように述べているものである。

「本規定に基づく公表は、公表することが適当でないものとして則第104条第1項で定めるものを除き、各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならないものであること。」

この公表は、農地台帳に記録された事項を公表するものとされ、農地台帳に記録すべき事項は、農地法第52条の2及び則第101条第1号から第7号までに列記されている。しかし、復元通知情報は、これらの項目のいずれにも該当しない。

実施機関が法令に定めのない復元通知情報を農地台帳に記録した理由は、実施機関が事務執行上必要な事項と判断したことによると推測される。すると、農地台帳に記録された復元通知情報は、則第101条第8号に規定する「その他必要な事項」に該当するものと解される。

しかし、同号の「その他必要な事項」は、則第104条第1項第2号により、公表することが適当でない事項とされている。

したがって、復元通知情報は、農地法の規定による公表の対象とはならないので、条例の規定に照らして公開の可否を判断すべきものである。

(6) 付言

ア 原処分のお知らせについて

実施機関が行った原処分の通知の内容を精査するに、原処分の理由が「条例第8条第4号に該当」との記述しかなく、具体的でないことは否めず、審査請求人に対して説明不足であると言わざるを得ない。実施機関に対する今後の情報公開請求への対応に改善を求める。

イ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、本件の結論に至る判断を左右するものではない。

なお、同じく当審査会の判断を左右するものではないが、審査請求人が主張する内容に、平成23年になって農地の復元に関する通知が発出されることになった経緯及び理由を知りたい旨の内容があった。条例第23条に基づき今後の情報公開の総合的な推進を図る観点から、その経緯及び理由を実施機関が行う裁決で明らかにすることが望ましいと考える。

結 論

よって、審査庁は、審査会の判断を尊重し、条例第8条第4号を適用し、非公開処分とすることについては説明不足があるとしても、同条第2号に該当することは明らかであると判断し、主文のとおり裁決する。

なお、審査会答申における「5 審査会の判断」(2)カの付言中(ア)「原処分の通知について」は、今後の情報公開請求への対応については非公開又は部分公開とした理由を処分通知書に記載することとする。また、同付言中(イ)「審査請求人のその他の主張について」にある「平成23年になって農地の復元に関する通知が発出されることになった経緯及び理由」については、平成23年当時、市で定める農業振興地域整備計画の農用地区域内で、現地が転用許可を受けずに農地以外に利用されていると思われる

農地について、処分庁は当該農地の所有者等に対して是正を求める必要があると判断し、所有者等に農地の復元についての通知を発出したものである。

なお、平成30年6月1日付けで審査請求人から情報公開の請求を受け、平成30年6月7日渋農委第64号で情報非公開決定処分した原処分の「公開しない理由」について、条例第8条第4号を適用することに説明不足と論理の飛躍があると認めた上で、同号適用の該当性が皆無でないと判断し、非公開の根拠が明らかである条例第8条第2号を「公開しない理由」に追加し、同条第8条第2号及び第4号を「公開しない理由」とすることが適当である。

平成31年3月6日

審査庁 渋川市農業委員会
掘込俊一

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市農業委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。